

**【表紙】**

|   |   |
|---|---|
| <b>【提出書類】</b>                               | 有価証券届出書の訂正届出書                             |
| <b>【提出先】</b>                                | 関東財務局長                                    |
| <b>【提出日】</b>                                | 2023年9月25日                                |
| <b>【発行者名】</b>                               | モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社            |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>                           | 代表取締役社長 首藤 正浩                             |
| <b>【本店の所在の場所】</b>                           | 東京都千代田区大手町一丁目9番7号<br>大手町フィナンシャルシティ サウスタワー |
| <b>【事務連絡者氏名】</b>                            | 平野 哲太郎                                    |
| <b>【電話番号】</b>                               | 03-6836-5100                              |
| <b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】</b> | グローバル・ボンド・オープンIM                          |
| <b>【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】</b>        | 上限5,000億円                                 |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>                           | 該当ありません。                                  |

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年2月24日付で提出した有価証券届出書（2023年8月23日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み）（以下「原届出書」といいます。）について、信託終了（繰上償還）に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出いたします。

## 2【訂正の内容】

下線が付されている箇所は訂正箇所を示します。

## 第一部【証券情報】

### （ 7 ）【申込期間】

#### < 訂正前 >

2023年2月25日から2024年2月22日まで

ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

なお、申込期間は、期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されま  
す。

2023年8月23日付訂正有価証券届出書「第一部 証券情報 (12) その他 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、信託を終了することになった場合には、申込期間は2023年10月16日までとなります。但し、販売会社によっては買付けのお申し込みの最終受付日が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### < 訂正後 >

2023年2月25日から2023年10月16日まで

ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

本ファンドは、2023年12月11日をもって信託終了することになりました。

販売会社によっては買付けのお申し込みの最終受付日が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### （ 1 2 ）【その他】

#### < 訂正前 >

#### （前略）

#### 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

本ファンドにつきましては、1998年11月の設定以来、信託財産の成長を目指して運用を行ってまいりました。しかしながら、資金流入は低調のまま推移し、2023年6月30日現在の純資産総額は約5.8億円と低水準にとどまっております。同日現在の本ファンドの残存受益権口数は約6.4億口であり、投資信託約款に定める繰上償還に係る受益権口数である30億口を下回っており、また、今後、純資産総額の大幅な増加を期待することは難しいと思われま  
す。また、本ファンドの主要投資対象である親投資信託「グローバル・ボンド・マザーファンド」におきましても、解約が設定を上回る状況が継続していることから純資産総額が一貫して減少しており、同日現在約41.4億円となっております。この減少傾向は今後も継続することが見込まれているため、現行の運用方針に則った運用の継続が困難となることが予想されます。

本ファンドの運営の維持が困難になることが見込まれる上記の状況に鑑み、投資信託契約を解約し、お預かりした運用資産を早期に受益者の皆様にお返しすることが受益者の利益に資するとの判断に至りました。そのため、法令及び投資信託約款の規定に基づき、本ファンドの信託終了（繰上償還）に係る以下の手続を実施しておりますので、お知らせ致します。

#### **信託終了（投資信託契約の解約）の手続と日程**

|                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 新聞公告日          | : 2023年8月9日（水）（日本経済新聞朝刊紙上）        |
| 異議申立期間         | : 2023年8月9日（水）から2023年9月11日（月）まで   |
| 投資信託契約解約の可否決定日 | : 2023年9月12日（火）                   |
| 買取請求期間         | : 2023年9月29日（金）から2023年10月18日（水）まで |
| 信託終了（繰上償還）予定日  | : 2023年12月11日（月）                  |

上記手続は、2023年8月9日(以下「公告日」といいます。)現在の受益者を対象に行われま  
す。本件信託終了に異議を述べた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の2  
分の1を超えなかった場合は、上記の予定どおり信託を終了(繰上償還)致します。公告日以降  
のご購入申込みにより取得した受益権については上記のご異議を申立てる権利はございませ  
ん。

なお、投資信託契約解約の可否決定日(上記 )に信託の終了が決定した場合、以下の取り扱  
いを行います。

- ・2023年10月17日(火)以降のお買付けの申込分より、受付を中止致します。但し、販売会  
社によっては買付けのお申し込みの最終受付日が異なる場合がありますので、詳しくは販売会  
社にお問い合わせください。
- ・2023年10月20日(金)以降の換金(解約)申込受付分より、信託財産留保額の徴収は行いま  
せん。
- ・2023年10月20日(金)以降、信託報酬のうち、委託者報酬を現行の0.605%(税抜0.55%)か  
ら0.055%(税抜0.05%)に変更します。なお、販売会社報酬(0.605%(税抜0.55%))及  
び受託者報酬(0.055%(税抜0.05%))につきましては、変更はなされません。
- ・換金のお申し込みは2023年12月7日(木)まで通常どおり受け付けます。但し、販売会  
社によっては換金のお申し込みの最終受付日が異なる場合がありますので、詳しくは販売会  
社にお問い合わせください。

お申込みに際しては、上記につきご留意くださいますようお願いいたします。

<訂正後>

(前略)

信託終了(繰上償還)について

本ファンドの信託終了(繰上償還)につきまして、2023年8月9日現在の受益者の皆様からの異  
議申立の受付を行い、同年9月11日をもって当該受付を終了致しました。

その結果、本繰上償還に異議を申立てられた受益者の受益権の合計口数は、2023年8月9日現在  
の受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、予定どおり本ファンドの信託終了日を繰り  
上げ、2023年12月11日付で繰上償還させていただきます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (2)【ファンドの沿革】

##### < 訂正前 >

|             |   |
|-------------|---|
| 1998年11月24日 | 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始   |
| 2004年 3月12日 | モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンドの投資信託契約締結、ファミリーファンド方式による運用へ移行   |
| 2017年 7月21日 | ファンドの名称を「グローバル・ボンド・オープンIM」に変更（従来は「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープン」）<br>マザーファンドの名称を「グローバル・ボンド・マザーファンド」に変更（従来は「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンド」） |
| 2017年12月11日 | 運用指図に係る権限を、委託会社の関係会社（米国拠点、英国拠点）に委託  |

##### < 訂正後 >

|                    |   |
|--------------------|---|
| 1998年11月24日        | 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始   |
| 2004年 3月12日        | モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンドの投資信託契約締結、ファミリーファンド方式による運用へ移行   |
| 2017年 7月21日        | ファンドの名称を「グローバル・ボンド・オープンIM」に変更（従来は「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープン」）<br>マザーファンドの名称を「グローバル・ボンド・マザーファンド」に変更（従来は「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンド」） |
| 2017年12月11日        | 運用指図に係る権限を、委託会社の関係会社（米国拠点、英国拠点）に委託  |
| <u>2023年12月11日</u> | <u>信託終了（繰上償還）（予定）</u>   |

## 4【手数料等及び税金】

## (3)【信託報酬等】

&lt;訂正前&gt;

信託報酬の総額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.265%（税抜1.15%）の率を乗じて得た金額とし、関係法人への配分については次の通りとします。

| 配分比率（年率）            |   |                          |
|---------------------|---|--------------------------|
| 委託会社                | 販売会社                                      | 受託会社                     |
| 委託した資金の運用等の対価       | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
| 0.605%<br>(税抜0.55%) | 0.605%<br>(税抜0.55%)                       | 0.055%<br>(税抜0.05%)      |

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産から支弁されます。投資顧問会社に支払う報酬は、本ファンドの投資信託財産から支弁される信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬額から支弁されます。

なお、本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいては信託報酬の負担はありません。

2023年8月23日付訂正有価証券届出書「第一部 証券情報（12）その他 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、信託を終了することになった場合には、2023年10月20日以降、信託報酬のうち、委託会社報酬を現行の0.605%（税抜0.55%）から0.055%（税抜0.05%）に変更します。なお、販売会社報酬（0.605%（税抜0.55%））及び受託会社報酬（0.055%（税抜0.05%））につきましては、変更はなされません。

&lt;訂正後&gt;

信託報酬の総額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.265%（税抜1.15%）の率を乗じて得た金額とし、関係法人への配分については次の通りとします。

| 配分比率（年率）            |   |                          |
|---------------------|---|--------------------------|
| 委託会社                | 販売会社                                      | 受託会社                     |
| 委託した資金の運用等の対価       | 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |
| 0.605%<br>(税抜0.55%) | 0.605%<br>(税抜0.55%)                       | 0.055%<br>(税抜0.05%)      |

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産から支弁されます。投資顧問会社に支払う報酬は、本ファンドの投資信託財産から支弁される信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬額から支弁されます。

なお、本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいては信託報酬の負担はありません。

2023年10月20日以降、信託報酬のうち、委託会社報酬を現行の0.605%（税抜0.55%）から0.055%（税抜0.05%）に変更します。なお、販売会社報酬（0.605%（税抜0.55%））及び受託会社報酬（0.055%（税抜0.05%））につきましては、変更はなされません。

## 5【運用状況】

[参考情報]

&lt;訂正前&gt;

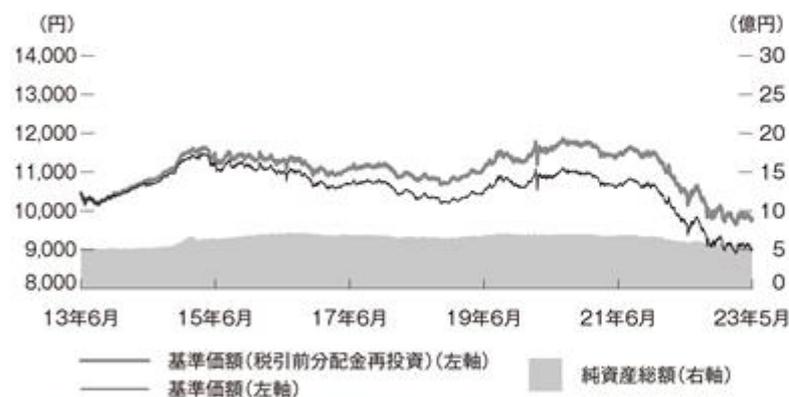
## 運用実績

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2023年5月末現在

## 基準価額・純資産の推移

2013年6月3日～2023年5月31日(当初設定日:1998年11月24日)



※ 基準価額は信託報酬控除後です。信託報酬は純資産総額に年1.265%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。繰上償還することとなった場合には、2023年10月20日以降、信託報酬のうち、委託会社報酬を現行の0.605%(税抜0.55%)から0.055%(税抜0.05%)に変更します。なお、販売会社報酬(0.605%(税抜0.55%))及び受託会社報酬(0.055%(税抜0.05%))につきましては、変更はなされません。

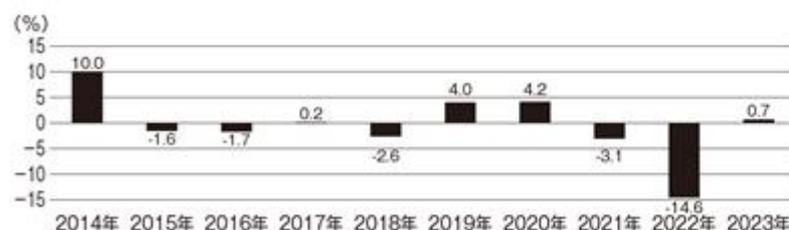
※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した価額です。また、基準価額(税引前分配金再投資)は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

## 主な資産の状況\*

## ■組入債券上位10銘柄

| 銘柄          | 通貨     | クーポン   | 償還日        | 比率   |
|-------------|--------|--------|------------|------|
| 1 アメリカ国債    | アメリカドル | 2.125% | 2025.05.15 | 9.7% |
| 2 アメリカ国債    | アメリカドル | 1.875% | 2032.02.15 | 6.2% |
| 3 アメリカ国債    | アメリカドル | 1.625% | 2026.05.15 | 5.3% |
| 4 ドイツ国債     | ユーロ    | 0.250% | 2029.02.15 | 4.9% |
| 5 アメリカ国債    | アメリカドル | 2.000% | 2024.05.31 | 4.7% |
| 6 アメリカ国債    | アメリカドル | 0.500% | 2027.04.30 | 4.4% |
| 7 アメリカ国債    | アメリカドル | 4.125% | 2027.09.30 | 4.2% |
| 8 アメリカ国債    | アメリカドル | 2.875% | 2028.08.15 | 3.6% |
| 9 イタリア国債    | ユーロ    | 5.000% | 2039.08.01 | 3.3% |
| 10 オーストリア国債 | ユーロ    | 1.200% | 2025.10.20 | 3.2% |

## 年間収益率の推移



※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金再投資基準価額により算出しています。

※ 2023年は、年初から5月末までの収益率です。

\* 上記「主な資産の状況」記載の「組入債券上位10銘柄」「国別投資比率」「通貨別投資比率」は、現地時間基準で計上する弊社ポートフォリオシステム(運用担当者が使用しているシステム)にて算出しています。一方、請求目録見書「第二部ファンド情報第1ファンドの状況5運用状況(1)投資状況、および(2)投資資産」のデータは法令・諸規則に基づいた投信計理システムで作成しています。

## ファンド・データ

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 9,034円 |
| 純資産総額 | 5.8億円  |

## 分配金の推移

(直近5期分、1万口あたり、税引前)

|               |        |
|---------------|--------|
| 第45期 2021年5月  | 30円    |
| 第46期 2021年11月 | 40円    |
| 第47期 2022年5月  | 30円    |
| 第48期 2022年11月 | 10円    |
| 第49期 2023年5月  | 20円    |
| 設定来累計         | 2,360円 |

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。

## ■国別投資比率

| 国、地域      | 比率    |
|-----------|-------|
| 1 アメリカ    | 53.0% |
| 2 ユーロ圏    | 33.5% |
| 3 オーストラリア | 3.6%  |
| 4 イギリス    | 3.2%  |
| 5 カナダ     | 2.0%  |

※ 投資比率はマザーファンドにおける通貨別組入債券・現金の比率です。純資産総額対比、現地約定ベースです。日本の投資比率は、主に投資戦略の一環としてマザーファンドで保有している円現金であり、日本債券の組入れはありません。

## ■通貨別投資比率

| 通貨       | 比率    |
|----------|-------|
| 日本円      | 74.6% |
| アメリカドル   | 8.9%  |
| ユーロ      | 8.4%  |
| オフショア人民元 | 5.2%  |
| イギリス債券   | 1.2%  |

※ 通貨比率はファンドにおける実質債券投資比率に為替ヘッジを加味した比率です。純資産総額対比、現地約定ベースです。

&lt;訂正後&gt;

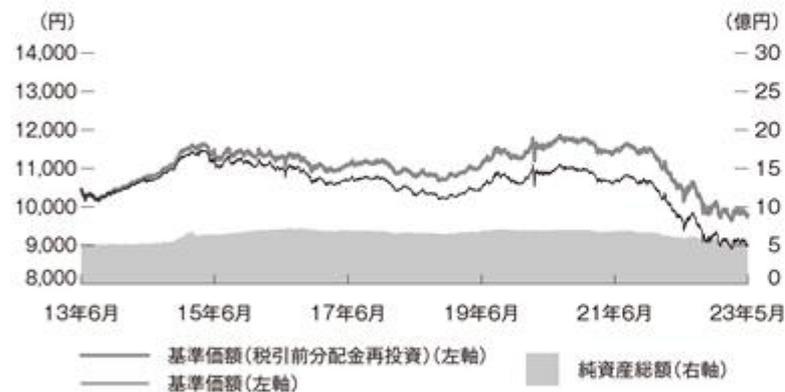
## 運用実績

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

2023年5月末現在

### 基準価額・純資産の推移

2013年6月3日～2023年5月31日(当初設定日:1998年11月24日)



※ 基準価額は信託報酬控除後です。信託報酬は純資産総額に年1.265%(税抜1.15%)の率を乗じて得た額とします。但し、2023年10月20日以降、信託報酬のうち、委託会社報酬を現行の0.605%(税抜0.55%)から0.055%(税抜0.05%)に変更します。なお、販売会社報酬(0.605%(税抜0.55%))及び受託会社報酬(0.055%(税抜0.05%))につきましては、変更はなされません。

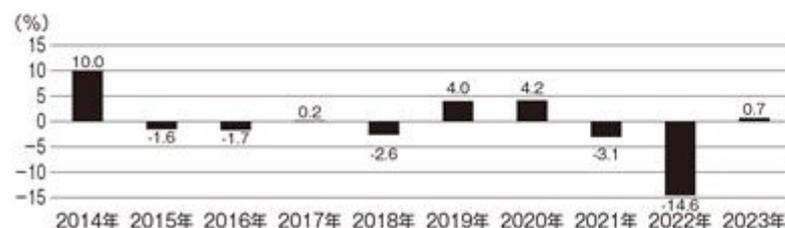
※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した価額です。また、基準価額(税引前分配金再投資)は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

### 主な資産の状況\*

#### ■組入債券上位10銘柄

| 銘柄          | 通貨     | クーポン   | 償還日        | 比率   |
|-------------|--------|--------|------------|------|
| 1 アメリカ国債    | アメリカドル | 2.125% | 2025.05.15 | 9.7% |
| 2 アメリカ国債    | アメリカドル | 1.875% | 2032.02.15 | 6.2% |
| 3 アメリカ国債    | アメリカドル | 1.625% | 2026.05.15 | 5.3% |
| 4 ドイツ国債     | ユーロ    | 0.250% | 2029.02.15 | 4.9% |
| 5 アメリカ国債    | アメリカドル | 2.000% | 2024.05.31 | 4.7% |
| 6 アメリカ国債    | アメリカドル | 0.500% | 2027.04.30 | 4.4% |
| 7 アメリカ国債    | アメリカドル | 4.125% | 2027.09.30 | 4.2% |
| 8 アメリカ国債    | アメリカドル | 2.875% | 2028.08.15 | 3.6% |
| 9 イタリア国債    | ユーロ    | 5.000% | 2039.08.01 | 3.3% |
| 10 オーストリア国債 | ユーロ    | 1.200% | 2025.10.20 | 3.2% |

### 年間収益率の推移



※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金再投資基準価額により算出しています。

※ 2023年は、年初から5月末までの収益率です。

\* 上記「主な資産の状況」記載の「組入債券上位10銘柄」「国別投資比率」「通貨別投資比率」は、現地時間基準で計上する弊社ポートフォリオシステム(運用担当者を使用しているシステム)にて算出しています。一方、請求目録見書「第二部ファンド情報第1ファンドの状況5運用状況(1)投資状況、および(2)投資資産」のデータは法令・諸規則に基づいた投信計理システムで作成しています。

### ファンド・データ

|       |        |
|-------|--------|
| 基準価額  | 9,034円 |
| 純資産総額 | 5.8億円  |

### 分配金の推移

(直近5期分、1万口あたり、税引前)

|       |          |        |
|-------|----------|--------|
| 第45期  | 2021年5月  | 30円    |
| 第46期  | 2021年11月 | 40円    |
| 第47期  | 2022年5月  | 30円    |
| 第48期  | 2022年11月 | 10円    |
| 第49期  | 2023年5月  | 20円    |
| 設定来累計 |          | 2,360円 |

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。

### ■国別投資比率

| 国、地域      | 比率    |
|-----------|-------|
| 1 アメリカ    | 53.0% |
| 2 ユーロ圏    | 33.5% |
| 3 オーストラリア | 3.6%  |
| 4 イギリス    | 3.2%  |
| 5 カナダ     | 2.0%  |

※ 投資比率はマザーファンドにおける通貨別組入債券・現金の比率です。純資産総額対比、現地約定ベースです。日本の投資比率は、主に投資戦略の一環としてマザーファンドで保有している円現金であり、日本債券の組入れはありません。

### ■通貨別投資比率

| 通貨       | 比率    |
|----------|-------|
| 日本 円     | 74.6% |
| アメリカドル   | 8.9%  |
| ユーロ      | 8.4%  |
| オフショア人民元 | 5.2%  |
| イギリス 債券  | 1.2%  |

※ 通貨比率はファンドにおける実質債券投資比率に為替ヘッジを加味した比率です。純資産総額対比、現地約定ベースです。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### <訂正前>

- (1) 受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

2023年8月23日付訂正有価証券届出書「第一部 証券情報 (12) その他 信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、信託を終了することになった場合には、取得申込は、2023年10月16日までとなります。但し、販売会社によっては取得(買付け)のお申し込みの最終受付日が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(後略)

#### <訂正後>

- (1) 受益権の取得申込の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

取得申込は、2023年10月16日までとなります。但し、販売会社によっては取得(買付け)のお申し込みの最終受付日が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(後略)

### 2【換金（解約）手続等】

#### <訂正前>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求（以下「解約請求」ということがあります。）の方法により換金することができます。

- (1) 解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

2023年8月23日付訂正有価証券届出書「第一部 証券情報 (12) その他 信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、信託を終了することになった場合には、解約請求は、2023年12月7日まで通常どおり受け付けます。但し、販売会社によっては解約(換金)のお申し込みの最終受付日が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(中略)

- (3) 解約時の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

解約価額は、販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.com/im/jp

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で、受益権の解約時に控除され投資信託財産中に留保される金額をいいます。

2023年8月23日付訂正有価証券届出書「第一部 証券情報 (12) その他 信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、信託を終了することになった場合には、2023年10月20日以降の換金(解約)申込受付分より、信託財産留保額の徴収は行いません。

(後略)

<訂正後>

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行の請求(以下「解約請求」といいます。)の方法により換金することができます。

- (1) 解約請求の受付は、原則として毎営業日の午後3時までに請求が行われ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。ただし、ニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日に該当する日にはお申込みの受付を行いません。

解約請求は、2023年12月7日まで通常どおり受け付けます。但し、販売会社によっては解約(換金)のお申し込みの最終受付日が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(中略)

- (3) 解約時の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

解約価額は、販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.com/im/jp

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で、受益権の解約時に控除され投資信託財産中に留保される金額をいいます。

2023年10月20日以降の換金(解約)申込受付分より、信託財産留保額の徴収は行いません。

(後略)

### 3【資産管理等の概要】

#### (3)【信託期間】

<訂正前>

本ファンドの信託期間は、1998年11月24日から無期限とします。ただし、投資信託約款に定める信託終了(繰上償還)事由が生じた場合には、信託を終了することがあります。

2023年8月23日付訂正有価証券届出書「第一部 証券情報 (12) その他 信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ」に記載する手続きを経て、信託を終了することになった場合には、信託期間は2023年12月11日までとなります。

<訂正後>

本ファンドの信託期間は、1998年11月24日から2023年12月11日までとします。